第11回 調達価格等算定委員会

日時 平成25年3月11日 (月) 15:02~16:09

場所 経済産業省本館17階 第1~第3共用会議室

1. 開会

○植田委員長

定刻になりましたので、ただいまから第11回調達価格等算定委員会を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

2. 事務局説明

- (1) 前回ご指摘いただいた事項について
- (2) 平成25年度調達価格及び調達期間に関する意見(案)
- (3) 平成25年度調達価格及び調達期間に関する委員長(案)

○植田委員長

それでは早速ですが、議事に入ります。

最初に、まとめて事務局から資料のご説明をお願いしたいと思っておりますけれども、資料2、 これは前回ご指摘いただいた事項についての説明になります。

それから、続きまして、事務局を通じて委員の皆さんにはご意見をいろいろと頂戴しております。資料3で平成25年度調達価格及び調達期間に関する意見(案)、これにつきまして、事務局からこれは読み上げていただいて、最終的に確定いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、併せて、これまでの審議経過を踏まえまして、私から事務局にお願いをして、平成 25年度調達価格及び調達期間についての委員長(案)を作成してもらっております。こちらにつ いても事務局から説明をお願いいたします。

質疑応答、自由討議は、一括して説明をいただいた後にお願いしたいと思っておりますので、 どうぞよろしくお願いします。

それでは、事務局、新原部長からお願いできますか。

○新原部長

資料2でございます。前回、山地委員のほうからRPS制度の適用を受けた固定価格買取制度施行前に運転開始した既存設備に関しての移行状況で、発電出力ベース、キロワットのほうも出すようにというご指示がございました。1ページはそれを出したものでございます。前回提示したものとあわせて書いてございます。以上が前回からのツケということになります。

それでは、資料3について読み上げさせていただきます。

○添田課長補佐

資料3について読み上げさせていただきます。

まず1ページ目からでございます。

I. はじめに。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、単に「法律」という)第3条第5項の規定に基づき、平成25年度調達価格及び調達期間について、以下の通り、意見をとりまとめた。経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して調達価格及び調達期間を定められるとともに、パブリックコメント等を実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をされるときは、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

なお、法律において、調達価格及び調達期間については、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定めることとされている。これは、電気の供給に必要となる費用の低減を勘案し、賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しているものである。一方で、再生可能エネルギー発電事業者にとり、可能な限り予測可能性を持たせ、事業計画を立案しやすくすることが再生可能エネルギーの拡大のためには、重要である。このため、調達価格等算定委員会として、どのような考え方で、平成25年度調達価格の意見集約に至ったかを明らかにすることで、再生可能エネルギー発電事業者の事業の予測可能性を向上させたい。このような意図から、以下、意見集約に当たって、調達価格等算定委員会として、合意した考え方を記す。

Ⅱ. 基本的方針。

平成24年度調達価格の算定の際は、事業者団体や個別の事業者からヒアリングを実施し、そこで提示された数値を基礎にした。

しかし、固定価格買取制度の施行後は、制度の適用を受け再生可能エネルギー電気の供給を開始した設備については、法令に基づく義務として、経済産業大臣に実際に要したコストデータが提出されることとなった。また、経済産業省においては、提出されたコストデータに虚偽の記載があった場合には制度の適用を取り消す旨の注意喚起を行うなど、データの信頼性確保にも最大限の配慮を行っている。

したがって、平成25年度調達価格の算定に当たっては、以上により収集されたデータを用い、 ①平成24年度調達価格の算定に当たって基礎とした諸元の妥当性について改めて確認するととも に、②コストの下落が確認された場合には、これを調達価格に適切に反映する、との基本的な方 針とした。

1枚おめくりいただきまして、2ページ。

Ⅲ. 分野別事項、1. 太陽光、(1) 10kW未満、①システム費用でございます。

平成24年度調達価格の算定に当たっては、システム費用(太陽光パネル、パワコン、架台、工事費を含む価格をいう。以下同じ。)について、住宅用太陽光補助金制度の交付決定実績データを基に、新築住宅設置の平均の、その当時の最新データ(平成24年1月-3月期の交付決定のデータ)である46.6万円/kWを、算定の基礎として採用した。

(注)なお、「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」では、本費用項目を「建設費」と記載していたが、当該費目に含まれる項目が不明確になるおそれがあるため、今回から「システム費用」と記載することとし、太陽光パネル、パワコン、架台、工事費が含まれるものであることをより明確にした。

現時点の最新データ(平成24年10月-12月期の交付決定のデータ)では、新築住宅設置の平均の当該データは、市場の創造等に伴い、42.7万円/kWにまで下落していることが確認された。

一方で、太陽光発電のシステム費用がこのように下落しつつある現状に鑑みると、現時点で利用可能な最新データではあるが、平成24年10月-12月期のデータでは、平成25年度調達価格の算定の基礎とするには高すぎることにならないかとの指摘が委員の一名からあり、この点について討議を行った。

この点については、以下2点の理由より、42.7万円/kWを採用することが妥当と判断し、委員会として合意した。

第一に、平成24年度調達価格の算定の際は、当該時点で利用可能な最新データ、すなわち、平成24年1月-3月期の交付決定のデータを算定の基礎として採用しており、制度施行後1年も経過しないうちに、算定の基礎とする考え方を変更することは、事業者の予測可能性を損なうおそれがあること。

第二に、法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、平成24年度調達価格の算定の際は、住宅用太陽光発電のシステム費用の中でも、コストが低い「新築住宅設置」の場合のコストを採用した。しかしながら、「既築住宅設置」の場合のコストは、これより高いため、住宅用太陽光発電全体のシステム費用の「平均値」は、平成24年10月-12月期でも45.5万円/kWと高く、過去の

下落トレンドに従って当該コストが下落するとした場合、ちょうど来年度(平成25年4月-6月期)に42.7万円/kW近辺になる。このため42.7万円/kWを計算基礎として採用することは、 実態上も、高すぎることにならないこと。参考1がついてございます。

続きまして、②補助金額の控除。

住宅用太陽光発電(10 k W未満の太陽光発電)については、設置に際しての国や地方自治体からの補助金制度が存在する。このため、補助金の交付と固定価格での調達が二重の助成とならないよう、平成24年度調達価格の算定の際も、調達価格の算定に当たっては、当該補助額の控除を行った。このため、来年度の補助額の調査を行ったところ、国の住宅用太陽光発電補助金制度の平成25年度の補助額は2.0万円/kW、地方の補助金額の平均値は3.4万円/kWであることが判明した。平成25年度調達価格の算定の際は、これらの金額を前提とすることとした。

③運転維持費。

運転維持費については、平成24年度調達価格の算定の際と比較し、コストが変化しているとの 事実は確認できなかった。このため、平成24年度調達価格の算定に用いた運転維持費を据え置く こととした。

続きまして、4ページにまいります。

④ I R R の考え方について。

「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」の取りまとめにおいては、とりまとめの基本方針の一つとして、各事業者団体や事業者からヒアリングの際に提示された費用額を算定の基礎とする費用額の上限値とすることで合意した。

一方、10kW未満の太陽光発電のIRRについては、当該ヒアリングの際に、一般社団法人太陽光発電協会(以下単に「太陽光発電協会」という。)から、調達期間は従前の余剰電力買取制度との連続性等の観点から10年とする一方、IRRについては、住宅用太陽光発電は実態として20年程度稼働することが可能であることから、11年目以降20年目までは、発電した分を自家消費する等と見込んだ上で、20年間で3.2%のIRRを確保するとの考え方が示された。このため、委員会としては、あらかじめ合意した基本方針に沿って、太陽光発電協会の考え方を採用した。

この点に関し、今回の審議の中では、11年目以降の収益は不明確であり、この太陽光発電協会の考え方は誤りであり、必ずしも IRR3.2%は保証されていないので、算定の考え方を改め、調達価格を引き上げるべきとの意見が、一名の委員から指摘されたため、この点について、議論を行った。

これについては、以下の議論から、平成24年度におけるIRRの算定の考え方を引き続き踏襲すると判断することで合意した。

第一に、従前の余剰電力買取制度においては、10kW未満の太陽光発電はその太宗が住宅用であり、IRRを保証するという考え方はなじまないとの指摘があったこと。

第二に、当時は調達期間の10年間で初期投資費用を概ね回収できる水準に調達価格を設定する という考え方を基本としており、この考え方の下で制度の適用を受けている者との公平性を考え ると、考え方を踏襲し、連続性を担保する必要があること。

加えて、第三に、現在の調達価格の下でも10kW未満の太陽光発電の導入量は堅調に増加していることから、調達価格の低さが参入の障壁になっているとは考えにくいこと。

続きまして、10kW以上に行きます。

①システム費用。

1枚おめくりいただきまして5ページ。

平成24年度調達価格の算定に当たっては、システム費用について、ヒアリングを基に、当時の 1,000kW以上の設備の平均費用である32.5万円/kWを算定の基礎として採用した。

現時点の最新データでは、1,000 k W以上の設備の平均費用の当該データは、固定価格買取制度の適用を受けて運転開始した設備について、法令に基づき義務的に報告されたデータ(平成24年10月-12月期に運転開始設備のデータ)では、市場の創造等に伴い、28.0万円/kWにまで下落している。

一方で、太陽光発電のシステム費用がこのように下落しつつある現状に鑑みると、現時点で利用可能な最新データではあるが、平成24年10月-12月期のデータでは、平成25年度調達価格の算定の基礎とするには高すぎることにならないかとの指摘が委員の一名からあり、この点について討議を行った。

この点については、以下 2 点の理由より、28.0万円/ k Wを採用することで妥当と判断し、委員会として合意した。

第一に、平成24年度調達価格の算定の際の算定の基礎とする考え方を、制度施行後1年も経過 しないうちに変更することは、事業者の予測可能性を損なうおそれがあること。

第二に、法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、平成24年度調達価格の算定の際は、10 kW以上のシステム費用の中でもコストが安い「1,000 kW以上」の場合のコストを採用した。しかしながら、10 kW以上の平均コストは、平成24年10月-12月期でも43.3万円/kWと高く、過去の下落トレンドに従って当該コストが下落するとした場合、ちょうど来年度(平成26年1月-3月期)に30万円/kW近辺になる。このため28.0万円/kWを計算基礎として採用することは、実態上も、高すぎることにならないこと。参考2の図が添付されているかと思います。

続きまして6ページ、②土地賃借料についてでございます。

平成24年度調達価格の算定に当たっては、土地賃借料について、ヒアリングを基に、150円/m²を算定の基礎として採用した。

今回収集したデータによれば、新規に運転開始している1,000 k W以上の太陽光発電設備については、自己所有地を使用し、土地賃借料を必要としないものが多く、実績データの数は、限られていた。また、限られた数(7件)ではあるものの、土地賃借料を計上している設備に限って平均値を算出してみても、141円/㎡と平成24年度調達価格の算定の根拠とした値と大きな乖離はなかった。

一方、現在建設中又は計画中の案件の中には、土地賃借料が150円/㎡を上回るものもあるとの 指摘もあるものの、法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」 実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、賃借料の変動については、さ らなるデータの集積を待った上で評価することが適切と判断した。

なお、自己所有地案件で土地賃借料が不要なケースでは想定以上に利潤が出ている案件も見られたが、自己所有地であっても、賃料相当分は機会費用として認識されるため、平成25年度調達 価格の算定にあたって土地賃借料を計上しないとすることは、適切ではないと判断した。

③土地造成費。

平成24年度調達価格の算定に当たっては、土地造成費について、ヒアリングを基に0.15万円/kWを算定の基礎として採用した。

今回収集したデータによれば、実際に土地造成費がかかっているとの報告があった限られた案件を平均すると1.5万円/kWと平成24年度調達価格の前提よりも、相当高い土地造成費が必要になっていることが確認された。しかし、土地造成費がかかっているのは全体35件のうちの8件であり、かかっていない案件が太宗を占めている。

現在建設中又は計画中の案件では、土地造成費が必要になっているものが多くなってきている との指摘もあるものの、法律では「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を 基礎とするよう定められていることから、土地造成費の上昇状況については、さらなるデータの 集積を待った上で評価することが適切と考えられる。

④運転維持費。

運転維持費については、法令に基づくデータの提出があったいずれの設備も、まだ運転開始してから間もない案件ばかりであり、コストが変化しているとの事実は確認できなかった。このため、平成24年度調達価格の算定の基礎とした運転維持費を据え置くこととした。

⑤10kW以上500kW未満の別区分化について。

法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に 通常要すると認められる費用を定めているため、非住宅用(10kW以上)の24年度調達価格の算 定の際は、非住宅用(10kW以上)の太陽光発電のシステム費用の中でも、コストが低い「1,000 kW以上」の場合のコスト(32.5万円/kW)をそのまま算定の基礎として採用した。

このため、1,000 k W未満の場合のシステム費用は、概してこれより高い。委員の一名からは、今回収集したデータによっても、10 k W以上500 k W未満の太陽光発電については、システム費用が平成24年度調達価格の基礎として採用した当時の「1,000 k W以上」の場合のシステム費用(32.5万円/kW)よりも、10月-12月期においても、高い値となっている(参考3)ことから、この際、10 k W以上500 k W未満の出力規模について、別途の調達区分を設定し、これらの区分について、10 k W以上500 k W未満のより高いシステム費用を基礎とすべきではないか、との意見があった。さらに、当該委員からは、出力規模別の分布では10 k W台に件数が集中している実態があるが(参考4)、当該委員の解釈としては、10 k W台のシステムには、公民館、保育園などの公共的な施設の屋根を活用したケースがあり、こうしたケースでは実際にシステム費用が高く、現行の調達価格の設定の下で苦労している実態もある、との指摘があった。このため、議論を行った。参考3、参考4の後にまいります。

この結果、以下の理由により、現状を前提として、10kW以上500kW未満のシステムを、別の調達区分として設定する必要は認められないという判断で合意した。

第一に、法律が調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているがゆえ、非住宅用(10 k W以上)の24年度調達価格の算定の際は、非住宅用(10 k W以上)の中でも、コストが低い「1,000 k W以上」の場合のコスト(32.5万円/kW)をそのまま算定の基礎として採用することで委員会として合意したものであること。このため、新たな区分を設けることは、24年度と同様にコストが低い「1,000 k W以上」の場合のコストをそのまま算定の基礎として採用する場合に比べれば、必ず電力利用者の賦課金の負担額は上昇するものであること。この点は、法が当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を基礎とするよう定めており、かつ、賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう定めていること、との関係で、どのように考えるかは整理が必要との論点提起が事務局よりあった。

第二に、制度施行後1年を経過しないうちに、上記考え方を変更することは、事業者の予測可能性を損なうおそれがあること。

第三に、(参考4)を見ると、特に $10 \,\mathrm{kW}$ 、 $11 \,\mathrm{kW}$ に申請件数が集中しており、これは、当該委員の解釈とは異なるが、 $10 \,\mathrm{kW}$ 以上になると、調達期間20年間での全量売電が可能になることか

ら、何とか10kW以上の規模にしようとするバイアスが働いたためとも推測され、仮にその場合は、この部分を別の調達区分とし、他より高い調達価格を設定すると、さらに本区分に案件が集中するバイアスを加速し、さらに賦課金の負担を大きくする可能性があること。

第四に、一般に、出力規模別の区分を細分化すれば、相対的に高めの調達価格区分へのシフトをむやみに誘発し、発電の効率化努力が促されないこと。

第五に、10kW以上500W未満の設備に集中するバイアスが相対的に強くなる結果、10kW未満の設備との関係で不公平感を助長するおそれがある等の意見があった。

最後に、実態論として、現行の調達区分設定の下でも、10kW以上500kW未満の設備に、現に これだけ多くの申請件数があることは、実態上、区分が別になっていないことが、全体としては、 このカテゴリーへの致命的な参入障壁になっていないこと。

10ページ、風力にまいります。

2. 風力、(1) 20kW以上。

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は2件のみであった。

大型風力の場合、事前調査や環境アセスメント等で運転開始までに4~7年程度を要するため、 現時点では固定価格買取制度施行前から準備を進めていた案件のみが運転開始に至っている状況 である。

一方、環境アセスメントを終了するなど、建設段階にある案件が10件程度、また、環境アセスメント手続中のものが70件程度存在しており、今後こうした案件が順次運転開始していくことが 見込まれる。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

なお、新規運転開始した2件のコストの実績データを見ると、建設費の平均は30.9万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費(30.0万円/kW)とほぼ同水準であることが確認された。

(2) 20kW未満

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績はゼロ件であった。

小型風力については、固定価格買取制度の適用を受けるためには、風力発電設備について安全 性や品質に関する第三者認証を必要としている。現時点では、一部、認証を取得したものが出て きたところであるが、多くは、小型風力発電メーカー各社が自社製品について当該認証プロセス を実施しているか、又は、認証に必要なデータを収集しているところであり、固定価格買取制度 の適用を受けて新規に運転開始する案件が今後出てくることが見込まれる。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はゼロ件であるため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

(3) 洋上風力。

洋上風力発電については、「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」において、「洋上風力に係るコストデータが把握可能となった時点で、(陸上風力とは)別途の区分を設けることも含めて、再検討を行う」こととされているが、現時点では、国が実証事業を引き続き実施している段階にあり、民間事業者が実施した場合のコストデータを把握できる状態に至っていない。

洋上風力については、現在でも、「風力(20kW以上)」の区分での買取が可能であるが、洋上風力の調達価格について、陸上風力と別途の区分を設ける場合には、陸上風力よりも高い調達価格となることが想定される。賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものとならないよう、法律は調達価格の算定に当たって「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定めており、コストデータが正確に把握できていない現時点で高い調達価格を設定することはこうした法律の趣旨に適合しない。

このため、洋上風力については、現時点においては陸上風力と別途の区分を設けることとはせず、国による実証事業等を通じて、引き続きコストデータの把握に努めることとした。

次、12ページにまいりまして、3. 地熱。

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は大規模地熱 発電についても小規模地熱発電 (バイナリー発電) についてもゼロ件であった。

固定価格買取制度の施行を受け、地熱発電の開発機運は高まっているが、大規模の地熱発電については、開発に10年程度を要するため、現時点では運転開始に至っている案件は出てきていない。一方、現在開発が進行中の案件としては、地表調査・掘削調査実施中のものが8件、探査段階にあるものが1件、環境アセスメント実施中のものが1件の計10件となっている。また、これに加え、開発前の地元理解に取り組んでいる案件が非公表のものも含め複数存在している。実際に第一号案件が運転開始に至るのは、早くとも概ね7、8年後以降となる見通しである。

小規模の地熱発電については、バイナリー発電技術を活用した温泉発電等の計画が数件進行している。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はゼロ件であるため、調達価格算定の前提となっ

ているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調 達価格を据え置くこととした。

続きまして13ページ、4. 中小水力。

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、200 k W未満の区分で6件、200 k W以上1,000 k W未満及び1,000 k W以上の区分ではゼロ件であった。

中小水力発電の場合、事業化に向けた最も初期の段階として1~2年程度をかけて、河川流量等の把握のための調査や水利使用のための行政手続等を実施することが一般的であり、現時点ではこの段階にある案件が多い。

また、固定価格買取制度の開始により、従来は採算性の観点から開発を見送っていた案件の見直しや、中小水力発電の開発に向けた地域での協議会の設立など、開発に向けた動きが活発化している。さらに、固定価格買取制度の開始を受け、老朽化した発電設備を改修して、事業の継続を見直す事業者が増加している。

このため、今後、2~3年程度経過すれば、現在初期段階にある案件が運転開始にまで至ることが見込まれる。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

なお、新規運転開始した6件のコストの実績データの内訳は、公共機関が事業主体である案件が3件、民間事業者が事業主体である案件が3件であり、それぞれの建設費の水準を見ると、公 共機関が事業主体である案件については民間事業者が事業主体である案件に比して総じてコスト が高いことが確認された。参考5がついてございます。

平成24年度調達価格の算定に当たっては、公共機関が事業主体である案件についてはコストが高いため、民間事業者が事業主体である案件を基礎とした。今回の審議においても同様の傾向が認められるため、引き続き民間事業者が事業主体である案件を調達価格算定の前提とすべきである。

なお、今回得られたデータのうち、民間事業者が事業主体である3件に関しては、中央値(96万円/kW)では、平成24年度調達価格の算定の基礎となっている建設費の水準(100万円/kW)と同水準であることが確認された。

続きまして、15ページに行きましてバイオマスでございます。

5. バイオマス。

(1) 木質バイオマス (未利用木材、一般木材、リサイクル木材)。

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、1件のみであった。

この1件以外にも、全国各地で計画が進行しているが、現時点では木材の安定的な収集ルート の構築等について検討を行っているものが多い。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

審議の中では、小規模設備向けの調達区分を設定してはどうかとの意見も一名の委員からあったが、新規運転開始実績は1件のみであり、詳細なコストデータが十分に把握できている段階ではない。法律は、賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものとならないよう、「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定められていることから、コストデータがきちんと把握できていない現時点で、別区分を設けて調達価格を設定することは適切ではないと判断した。加えて、現在の調達価格を前提に設備認定を申請中・相談中の案件の中には265kWや2,500kWといった比較的規模の小さい設備も存在していることから、必ずしも現在の調達価格の設定で、こうした規模の事業が実施できないと判断することは困難である。

なお、新規運転開始した1件のコストの実績データを見ると、建設費が39.4万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費(41.0万円/kW)とほぼ同水準であることが確認された。

また、木質バイオマス発電向けの燃料費の動向を確認すべきとの指摘が一名の委員からあったが、現在のところ新規運転開始実績は1件のみであり、バイオマス燃料費の実績について十分なデータが集まっておらず、また、木質バイオマス発電向けの燃料用木材チップ価格についての公式統計も存在していない。このため、1つの参考指標として、製紙用の木材チップの原料価格(針葉樹丸太の価格)の動向を確認してみたところ、固定価格買取制度施行時点(平成24年7月)では4,800円/㎡であったものが、平成24年12月では4,700円/㎡となっていた(参考6)。この変動幅は、過去の変動幅と比しても大きなものではなく、固定価格買取制度の施行以後、現時点でバイオマス発電の燃料費が大きく変化しているという事実は確認できなかった。このため、燃料費が大きく変動していると推認させる事実はないものと判断した。

(2) 廃棄物系バイオマス。

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、3件のみであった。

この3件以外にも、清掃工場の建て替えに伴い新たに発電設備を設置する案件が数件計画され

ている。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

なお、新規運転開始した3件のコストの実績データを見ると、建設費の平均値は40.0万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費(31.4万円/kW)に比してやや高めとなっているが、3件の中には平成24年度調達価格算定の前提並の建設費で実施している案件(33.9万円/kW)も存在していることが確認された。

(3) メタン発酵バイオガス。

今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、1件のみであった。

この1件以外にも、家畜糞尿を活用したメタン発酵バイオガス発電が主に北海道を中心に10数件計画されている。また、食品廃棄物や下水汚泥を活用したメタン発酵バイオガス発電についても計画中のものが存在している。

いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

なお、新規運転開始した1件のコストの実績データを見ると、建設費が427万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費(392万円/kW)に比してやや高めとなっているが、1件のみのデータであり、一般化することはできない。

以上でございます。

○新原部長

それでは、資料4です。平成25年度調達価格及び調達期間についての委員長(案)についてご 説明をさせていただきます。

前回までツケとなっておりました補助金の金額、これが10kW未満の太陽光発電の価格を決めるのにどうしても必要なわけですが、事務局のデータを出しております。

まず、国の側、平成24年度調達価格の基礎となっていたのはキロワット当たり3.5万円ですが、 予算全体を管理した結果、キロワットアワー2万円ということになります。ここが下がってくる 部分は、無論、調達価格のほうで面倒を見なければいけないと、こういうことになってまいりま す。

それから地方でございますが、平成24年度調達価格のときは3.8万円/kWを前提としていまし

たが、これが3.4万円/kWに下がってくるということで、この下がってくる部分についても調達 価格のほうで配慮しなければならないということになります。

ちなみに、この地方のデータですが、市町村1,742、これは実は日本に存在する全市町ですが、 このデータを全て取りました。そして、その当該地域で県の補助があるものについては、これも 加えてあります。それで算出をしたものということになります。

ということで、これを前提にして、今、報告書案で書いてあるものをもとに試算をいたしますと、これが委員長提案でございますが、10kW未満の太陽光発電については、平成24年度調達価格が42円/kWhに対し、25年度調達価格案は38円/kWhということになります。

それから、10 k W以上の太陽光発電のところでございます。ここは補助金がございませんので、それを勘案する必要はないということになります。ただ、これはご案内のとおり、去年もそうでしたが、消費税の問題がございますので、まず税抜きで計算をいたします。平成24年度調達価格の場合は、40円/kWhであったわけでありますが、これが報告書に書いてある考え方で計算をいたしますと、36円/kWh(税抜き)ということになります。通常言われている税込みで言いますと、平成24年度調達価格のときに42円/kWhのものが、37.8円/kWhということになるということでございます。

それから、3点目、これも報告書に書いてある考え方に従っているわけでございます。風力、 地熱、中小水力、バイオマスについては、平成24年度の調達価格をそのまま据え置くということ になっております。

以上が資料4でございます。

3. 討議

○植田委員長

ありがとうございました。

以上のようなことで、意見書(案)と委員長(案)を出させていただいております。

それでは、委員の皆さんから質疑応答及び自由討議ということでお願いしたいと思います。い かがでしょうか。

どうぞ、和田委員から。

○和田委員

報告書の内容に入る前に、前回私のほうから、10kW以上の太陽光発電については、システム 価格を単純平均でしか示されていないわけですけれども、そこにやはり加重平均を入れるべきだ という提案をしました。それについては今回の資料の中に出ていませんので、その点どうなって いるかということをちょっとお願いしたいと思います。

○植田委員長

その点については整理していただきましたので、お答えいただけますか。

○村上課長

事実関係として、ちょっとデータの整備の作業が間に合っておらず、今回お出しすることができませんでした。また、これは全体にわたって作業をする際には、この区分だけでなく、全体についてやる必要があるだろうというようなことも含めて、今回はちょっと間に合わないということで、ご勘弁いただければということでございます。

○和田委員

わかりました。今後それは調達価格を決める際に判断の基準として非常に重要だと思いますので、大規模なものと小規模なものが、単に件数だけで評価されるというのは、これは非常におかしなことですので、ぜひその点はお願いしたいと思います。

それ以外でもよろしいですか。

○植田委員長

どうぞお願いします。

○和田委員

かなりあるんですけれども、まず4ページ、IRRの考え方のところで、これは私が以前に主張した内容なんですけれども、算出の仕方ですね。この点で、上から3番目のところで、「太陽光発電協会の考え方は誤りであり」というふうに書いてあるんですけれども、私は太陽光発電協会がどう考えるかというのは、それは協会ご自身のことですので、それが誤りだとかというふうなことは言った覚えはありません。そうではなくて、それをこの委員会として採用するということは不適切だという意味で発言しましたので、そういう趣旨で書き換えていただければと思います。

○新原部長

それは、確認ですけれども、半年前の委員会でこれを採用すると書いてあるんですが、正確に 言うと半年前の委員会の報告書を否定するということでよろしいんですか。

○和田委員

だから、その時点で、委員会として、その算出の方法をきちんと確認しなかったという点は…

○新原部長

失礼ですが、報告書にちゃんと書いてありますけれども、そこは。

○和田委員

11年目以降のものをこの制度では決めていないですよね。それをそういう形で算出するというところまで明記していませんよね。

○新原部長

事実関係ですから、確認いただいたほうがいいんですけれども、要するに前の余剰買取制度のときの10年から15年で回収するという考え方で書いてあって、それを踏襲すると書いてあるわけですね。ですから、そこは当たり前と言えば当たり前ですけれども、考え方なしに計算はできないので、だから報告書にはそう書いてあるわけです。だから、それと委員が言われていることというのは、少なくとも矛盾をするんですが、そこについての整理は事務局としては必要だと思います。これは委員会の判断ですけれども。

○和田委員

委員会としてそれをどう見るかということだと思いますけれども、10年から15年で回収するという考え方でやってきたことが、買取制度を踏まえた算出の仕方として適切かどうか、それはやはり少なくとも私は不適切だと判断してそういう発言をしたんですが。

○植田委員長

そうしますと、文章的には、今和田委員からご指摘いただいた箇所ですけれども、「この太陽光 発電協会の考え方では」として、「必ずしも I R R 3.2%は保証されていないので、算定の考え方 を改め」というご趣旨。

○和田委員

そういう意味です。

○植田委員長

そうですね、それを受けて我々は議論して、先ほどの文章のところ、その次のところで、「24 年度における I RRの算定の考え方を引き続き踏襲する」と判断することで合意したと、最終的 にはそういうことで、よろしゅうございますか。

○和田委員

はい、それで。

○植田委員長

では、そういうふうにさせていただきます。 どうぞほかにも続けてお願いします。

○和田委員

それから、8ページに当たるのかな、この報告の中で、いわゆる賦課金の負担の上昇について、

加重にならないようにということは、かなり配慮すべきだという文章が幾つか出てくるんですけれども、それと同時に、本委員会が審議に際して前提とする必要のある条件、つまり配慮項目として、もう一つ、発電設備の所有者の利潤に特に配慮するということが、これは最初の段階でもそういう、事業者の見通し、予測可能性を持たせるとかいうふうなことについては書かれているんですけれども、それと同時に、やはり利潤をきちんと確保するという配慮項目をちゃんと入れておくべきだと思うんです。これはこの法律の非常に重要なポイントですので、そこが必要かと思っています。

そういう意味で、今、9ページ、「予測可能性を損なうおそれがあること」というふうなことと、 今言ったようなことが、やはり本来だったらちゃんと入っているべきだと思うんです。これが分 けることに対する否定的な理由になっているんですけれども、ここの文章をどうこうするという ことではありません。私が申し上げたいのはその趣旨で、この区分分けを提案したのはそういう 趣旨だということです。

○新原部長

すみません、これも事実関係の問題なのでもう一回確認しておきますが、ここは基礎とする費用が幾らであるかということを議論していると。委員が言われた3年間に特に利潤に配慮するというのは、おっしゃるとおり、法文上入っているんですが、それはどこで去年の段階で配慮したかというと、IRRを1~2%プラスするということで処理をしたわけですね。だから、基礎のコストを算定するときには、その考え方は入れていないわけです。その上でIRRのところで1~2%工夫をすると言っているわけです。ですから、IRRの議論をするときには、もちろんその議論があるんだと思います。ただ、基礎の費用を議論するときはその議論は出てこないんだと思っています。

○和田委員

それと、前年度10kW以上の調達価格を設定する際は、あまりデータがなかった。それで1,000kW以上と、そうでないそれ以下のものについての相違等はほとんどわからなかったと思うんですね。そういう中でこういう価格設定をした。今回ははっきりとデータが出てきたわけです。それを踏まえて、こういう提案をしたわけですので、そこでさっきの利潤を十分に配慮するということを踏まえれば、変えるべきだという主張をしたということです。

そういう意味では、私自身はこの結論に合意したというふうに書かれているんですけれども、 私は今でもそれは不適切だと思っていますので、私の意見が少数意見であって、この委員会とし てそういう結論づけたということを認めるということは、それは私は、当然民主主義の基本です から、合意します。でも、その区分をしないことについては、私の個人的な委員としての意見と しては、合意できないということです。だから、表現をそこは配慮していただきたいというふう に思います。

それから、前回の委員会で、私がこの区分について発言したときに、必ずしも少数意見だったのかどうかというのは、私はそこでは確認できませんでした。ところが、今回の報告では、それが一委員の意見にすぎなくて、あとは全部批判的な反対の意見であったかのように書かれていますので、そこは前回そういう状態だったということです。それで、先ほど言いましたように、合意したという一言は、これは少なくとも私はそこは合意できていません。

○植田委員長

一委員の指摘という表現は、実は全部そうなっておりまして、それぞれの委員はご意見をいただいたものを全部、ここで議論した内容については明記するということでお願いしておりましたので、そういう形で書かれておりまして、ですから問題は、それを受けて議論した結果として、これは8ページのところになりますけれども、書きぶりといたしましては、「別の調達区分として設定する必要は認められないという判断」になっているわけですね、「判断で合意した」と、これで。

○和田委員

どういう形かは別にして、それが私の少数意見であるということが認められれば、そのことに ついては私は合意する、といいますか。

○植田委員長

そういうことですね。

○和田委員

だから、そこはちょっと確認していただきたい。前回の会議ではそこのところが明確ではなかったと思うんです。

○植田委員長

わかりました。その点はまたいくつか議論した上で、必要でしたら直したいと思います。 まだございますね。

○和田委員

ちょっとまた気づくかもしれませんが、一応これで結構です。

○植田委員長

ありがとうございます。

では、ほかの委員の方からもご意見や、字句上の修正があるかと思いますが、お願いできます か。山地委員。

○山地委員

では、今の点ですけれども、8ページのところです。私は、前回も申し上げましたが、8ページから9ページにかけて、「第一に」というところからありますように、ここは私の意見と同じでありまして、新たな調達区分を設定する必要は認められないという意見でございます。それ以外のところも、資料3、それから資料4、結構だと思います。

資料2ですけれども、これは私がお願いして回答していただいて、ありがとうございます。これはこの委員会のメインのミッションではないんですが、やはりキロワットで言っていただけると非常によくわかることで、風力については252万kWで、バイオマスも112万kWぐらいが移行していると。これ、今年度の賦課金の算定に当たって、新規250万kWぐらい、太陽光を中心に、それで設定されていますよね。しかし、実態としては、それよりも規模の大きい、風力とバイオマスを合計すると大きい量が既設から移行していると。そうすると、これは当然買取対象ですから、費用はかかるわけです。そこはちゃんと予想して、賦課金レベルを調整されておられたのかどうかということが一つ。

もう一つは、今後はこういう既設からの移行はもう出ないんですねという確認をお願いしたい。 ○添田課長補佐

今年度の賦課金の算定時は、この既設の設備が実際どれくらい移行してくるかというのは、やってみないとちょっとわからないところがありましたので、今の前提では、仮に全部移行するとしたらという前提で今年度の賦課金は組んでおります。ただ、来年度以降は、この実績が出ましたので、この実績に基づいて、この分の賦課金の分がどれぐらいになるかというのは計算することにいたします。

移行については、省令上で、昨年の11月までに移行したいのであれば言ってきてくださいということにしておりまして、今、実際我々はその作業というか、手続きをやっておりますけれども、ここから追加的にというのはないということでございます。

○新原部長

もちろん、委員よくご存じのように、この法制度上は予測でありますので、高すぎたこと、低 すぎたこと、あり得るわけですけれども、それは翌々年度のサーチャージで調整することになっ ていると、こういうことでございます。

○植田委員長

よろしいですか。

では、山内委員、お願いできますか。

○山内委員

報告書全体については、特に意見はございませんが、先ほどの8ページ、9ページのところですけれども、私は今回この2年目のところで大きなそういう変更を加える必要はないのではないかというふうに思っております。

理由はいくつかあって、1つは、やはり制度が安定的になるべきだというのがこの報告書の中にもいくつか書かれてありますけれども、基本的はそれでして、法律にも3年目の見直しとありますけれども、3年目の見直しというのは恐らく大きな見直しを言っているんだと思いますけれども、それまで安定的にやることが必要かなと。それで、もちろん3年目の見直しの前に見直してはいけないかというと、そんなことはないのですけれども、ただ、それはそれなりの理由といいますか、大きな理由が必要で、その際には、例えば全く出てこなかったとか、そういうようなことが前提になるのであって、今回このケースについて言えば、事例が出てきているということを見ると、そういった大きな見直しの必要はないのではないかなと思います。

それからもう一つは、これは前回も言いましたけれども、もともと効率的な運営のもとにというのがありますので、その意味で1,000kW以上のコストを基本にとっていると私は解釈しておりますので、そういったところを勘案すると、和田委員のおっしゃることはよくわかるんですけれども、ただ、そういった形での利益保障といいますか、事例に合わせた価格設定は今回は必要ではないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○植田委員長

ありがとうございました。

それでは、辰巳委員からもお願いできますか。

○辰巳委員

ありがとうございます。

全体的には、私も一応このまとめてくださったのに対して合意いたします。ただ、やはり和田委員のおっしゃることももっともなところがとてもありまして、例えば8ページに参考3の表が出ております。このように数値がきちんと出ておりまして、実際、データ的にこのような数値が出てきたということであれば、どうしてこのような区分をしないのかなというふうに、普通見たらば誰しも思うかもしれないなというふうに思います。それで、なおかつ、そうではあっても、こういう理由でこのように今回は分類しないことにしたんだというところが、一応それ以下のところで説明はなされているんですけれども、なかなかそれが理解しにくいところがあるような気もしますもので、先ほどのまず、やはり私も和田委員がおっしゃった事業者の利潤を確保するという、当初3年の間は、そういう話も、今、部長がきちんとIRRで表現しているんだというお

話があったりして、そういうふうな前提になっているところがまとめの表現に出てきていないなというのが心配になったわけです。だから、当然の前提条件になっているところをもう少し詳しく書いていただけるといいのかなと思っています。例えば10kW以上のところの、やはり最後の8ページのところになるのでしょうか、基本的に法律にはこういうふうに書かれているけれども、それは十分配慮していますということを書いていただくということ。それからあと、10kWのところに集中することに関してなのですが、結果的に、可能かどうかわからないんですけれども、賦課金が現状このぐらいだろうと予測される、例えばこのぐらいまで上がるとか、それは急激な上昇になるとか、そういうふうな書き方で、賦課金の負担額が上昇するという表現のところがもう少し明確な書き方にしていただけると、納得しやすいなと思いました。

○植田委員長

では、少しお願いします。

○新原部長

最初のあたりは、どういうふうに文章を修文するか、少し相談をさせてください。最後のところが難しくて、事実を淡々と申し上げると、これは要するにこの10 k W以上の区分の中で一番大きいところ、つまり前回をベースにした1,000 k W以上のところがもっともコストが低いわけですね。そこをベースにして算定をしているので、どういう区分を設けたとしても、あるいは加重平均を使ったとしても、必ず賦課金が上がるということは言えるんです。問題は、どこの程度まで上がるかなんですね。これは私は、先回事務局内で議論したんですが、和田委員の見方と、我々なり、あるいは山地先生の見方は違うんですね。要するに、10 k Wのところの件数がとても多くなった分布ができている理由が違うわけです。だとすると、山地先生なり我々は、ここに区分を設ければ、さらにここの件数が増えるだろうと言うし、恐らく和田先生の考え方だと、そこは量的には上がらないだろうと思われると思うんですね。そうすると、それはチャージ額に効いてくるものが違ってくるわけです。どちらかはっきりしない以上、見込みでやるのはやはりまずいんだと思うんです。ですから、そこは書かなかったんです、どちらにしても。

○辰巳委員

前回も多分そういうお話をさせてもらったと思いますが、その10kW超のところでのピークに関しては、今後の様子を見て検討するということ、あるいは次年度以降も検討するということで、今年度は去年決めたやり方に従ってやってみて、さらにそれでも10kWのところにピークが立つようなことがずっと引き続き起こるのかどうかを見るということで、次年度以降にまた検討し直すというふうなことはないですかと私は聞いたつもりでいたんですけれども。

○新原部長

これはもう委員のコンセンサスなんだと思います、そこをやるかどうかということは。すべてのものについて、もちろんこの法律は毎年見直すと言っているわけだから、書かなくてももちろん見直さなくてはいけないんですね。こういうふうにするというのは、例えばこの報告書なんかにもあるのはあるんです。例えば洋上風力については、前回の議論のときに、これはやはりいずれかの段階でちゃんとカテゴリーをつくったほうがいいというコンセンサスがあったから、そういうことは考えておきますと書いたわけです。今のように書くということは、それはある意味色がついているわけで、方向性が、そこを委員の間でどう考えられるかということだと思うんです。少なくとも今聞いている感じだと、山地、山内両委員とは多分違うんだと思うんです、そこは。だから、そこのところはどう考えるかというのはあります。

それから、しつこいようですけれども、10kWのところが立っている理由が、これが立ち続けたら、別にするかという問題があるわけですよ。それは少なくとも事務局なり、山地委員の判断、同じかどうか知りませんけれども、我々が思っていることは、例えば屋根貸しというビジネスがありますと、私のところにも報告が来ているんですけれども、例えば2、3件だけまとめて屋根貸し事業を始める。そうすると、ここを超えられる。そうすると20年間全量というふうに、だから本来屋根貸しというのは大きな会社が何件もお金のない人のために屋根を借りて事業をやっていって、太陽光の発電を普及しようということなんですが、そうでないようなケースと。何とかここを超えようというケースは、少なくとも私の耳には届いてはいるんですね。だから、ここが立ってくるということが、事務局の解釈によると、立ってくれば、立ってくるほど、ここは危ないということだというふうに理解をするし、和田委員は恐らく違う解釈をされると思うんです。それは、ここの場では数字に基づいて、事実関係に基づいて議論するしかないので、今我々の議論と和田委員の議論とどっちが正しいかというのを決着する最終的な手段はないわけなので、だとすれば、淡々とその範囲の中でというふうに整理をしてあるということ。

○辰巳委員

すみません、もうちょっと。今の10kWのところでピークが立つというか、そこのところが多くなれば多くなるほど、そういう意思が働くんだと、私もおっしゃっているバイアスみたいなものが働くんだというふうに理解するというふうに言いたかったんです。そのつもりで申し上げたんです。

○和田委員

その点から一言だけ。こういう10kW以上で小規模なものが増えているという、今おっしゃったような企業が屋根貸しなんかを利用してやる場合もあるんですけれども、地域の主体が市民団体とか、あるいは自治体の屋根貸しなんか等を利用してやるようなんですね。そういうものが今

非常に増えてきていると思うんです。数から言うと、10kWから50kWの件数が、12月までの認定で3,600件ぐらいあるんですよね。つまり3,600の主体が再生可能エネルギーの普及に取り組もうとしているわけですよ。これは私の経験からすると、これまでは市民共同発電所なんかで取り組んできた人たちは、全く利益が得られない条件の下で、お金を寄附してつくってくると、これは前にも言いましたけれども、そういう取り組みがいっぱいあるんですよ。少なくとも市民共同発電所だけで何百と今あると思います。何万という人たちが参加していると思うんです。そういう人たちから見れば、買取制度ができて、ある程度損をしない程度の条件ができたと、これはすごいことなんですよね、今までの条件と比べると。だから、そういう市民団体は、今一生懸命そういうものに取り組もうとしていますよ。それが3,600件のうちのどのぐらいの割合かは、私は調査していないのでわからないんですけれども、今まで日本の太陽光発電、2004年まで世界でトップだったわけですけれども、そういうものを支えてきたのは、個人の住宅用の太陽光発電と、先ほど申し上げたような取り組みがかなり重要な役割を果たしてきたと思うんですけれども、いずれの場合も利益は得られなかったんです。そういう中で取り組んできたものですから、利潤がないような条件でも以前に比べたらよくなったということで、また一生懸命取り組もうとしているんですよ。

だから、私はこの調達価格が今回のまとめで出されているような数字で出ても、やはりそれでもやろうとしている人たちはいっぱい出てくると思いますよ。それを私は否定しません。でも、だからといって、この法律に書かれている発電設備所有者に利潤を配慮するということを怠っていいかということなんです。先ほども申し上げたようにメガソーラをやっているのは35件しかないんです。それに対して3,600件あるんです。100倍あるんですよ、主体は。そういう人たちからこの制度に対して批判的な意見が出てくるという、これは非常にまずいことだと、制度がきちんと支持される上で非常にまずいことだというふうに思っているものですから、少なくともそこは一定の利益が得られるように、ほかの取り組みも同じように利益が得られていないのならともかくとして、メガソーラのほうは十分利益が得られているという条件のもとで、今言った小規模なものについては、もうしんどくてもやってくださいよという形で今後も進めていくのかどうかという、そういう理念の問題です、コンセプトの問題です。そこが非常に重要だと思っています。〇新原部長

これ、事実の問題として申し上げて、もう一回繰り返しになるんですが、利潤に配慮するというのはどこで配慮するという、3年間というふうにしたかというと、IRRを1~2%足して計算するというところで去年のせたわけです。そこはいじってないわけです。ですから、それは依然として配慮されているんだと思うんです。逆に去年の報告書で書いているみたいに、3年を過

ぎれば、そこのところは1~2%削るということになる、自動的に。

○和田委員

小規模な場合については、今回のデータはマイナスでしょう。

○新原部長

まず最後まで聞いていただいて。そのIRRで配慮するということになっていますねと。

ここで議論しているのはコストなんです、IRRを乗せる前のコストなんです。そのコストは 法律上どう書いてあるかというと、効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用を算 定してくださいと、それにIRRを乗せてくださいと、こういうことになっているわけです。だ から、利益に配慮するというときに、IRRのところを削ろうとしているなら、もちろんそうい う議論はあるでしょうけれども、今ここで議論しているのはコストである、コストをどう認定す るかということなんですね。

○植田委員長

それではどうでしょうか、大体議論は尽くしたかなというふうには思いますので、和田委員、 よろしいですか。

○和田委員

はい、結構です。だから、全体の意見として、これで出すんだというふうになるのであれば、 それはもう会議のあり方として。

○植田委員長

辰巳委員から8ページのところの、事業者の利潤に配慮するというようなことについて、何らかの表現が入ったほうがいいのではないかというご指摘をいただいておりまして、もちろん今年度の意見書の中には十分そのことが書いてありますが、ここに書くかどうかという問題がありますので、ちょっと配慮させていただいて、今直ちにというふうにはならないのですが、何らかの表現を入れたいとは思っております。お任せいただけますよう、お願いしたいと思います。

文言上のことでございますか、よろしいですか。

○神谷環境省地球温暖化対策課調整官

洋上風力に関して、この委員会であまり議論にならなかったので、ちょっと補足で意見を申し上げたいと思います。現時点ではコストデータが正確に把握できないということで、別途の区分を設けない、という結論は、これはこういうことだろうと思っておりますけれども、洋上風力は非常にポテンシャルが高く、制約も少ないことから、将来有望ということがあるので、予見可能性ということから言うと、早い段階でどうするかという結論を出していく必要があろうかと思っております。

そういう意味から言いますと、ここで国による実証事業を通じてデータの把握に努めるということになっておりますけれども、例えば事業者からのヒアリングをするとか、つまり待っていても今の陸上の価格では誰も申請してこないので、データが集まらないという構造になろうかと思いますので、そういうことがないように、積極的にデータをとりにいって、価格についての結論も早く出せるように努力をしていただくことをお願いとして申し上げたいと思っております。

○植田委員長

11ページのところになりますか、そうしますと洋上風力、今ご指摘いただいたことからしますと、一番下の3つ目のところですが、「国による実証事業」という、これだけになっているのがちょっとまずいのですか、文章的に言うとね。役所用語的な感じになると、「実証事業等」とか、そういうことを何らかの形で。つまりおっしゃったような積極的にデータを取れるということを勘案した表現に、そういうふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

文言上、文章上の美しさだけの話ですが、9ページのところの、「さらに」、「さらに」になっているので、9ページの2つ目の「第三に」というのがあるんですが、それの最後から2つ目、「さらに……バイアスを加速し」、「さらに」となるので、最初の「さらに」を取りますかね。最初の「さらに」を取って、「本区分に案件が集中するバイアスを一層加速し」と、ここを「一層」にしましょうか、そういうふうにさせていただきます。

では、以上のようなことで、読んでいただいたときに「価格」になっているところを「期間」に直すというふうなこともしていただきましたが、そういうことも含めまして、あと、8ページのところの文言については、あるいは11ページの文言については、委員長一任にさせていただいてということでよろしいでしょうか。では、どうも貴重なご意見をありがとうございました。今のようなことを反映させていただきまして、具体的な反映の方法につきましては、私に御一任いただくということで、どうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。今後はこの意見書を尊重する形で、経済産業大臣が平成25年 度調達価格の案を作成し、関係省庁への協議やパブリックコメントを実施する、こういうことに なります。仮にこのプロセスの中で意見書から大幅な変更があり得る場合には、再度皆様にお集 まりいただき、ご議論いただくことがあるかもしれませんが、仮にそうなった場合には、改めて 事務局より連絡させていただきます。

4. 閉会

○植田委員長

それでは、これをもちまして第11回調達価格等算定委員会を閉会いたします。 どうも長い間ありがとうございました。終わります。